

貨物自動車運送事業者数及び車両数

平成24年3月31日現在

支局別	区分	一般								特 定		合 計		貨物軽自動車 運 送 事 業 (うち軽霊柩)
		一 般		(特別積合せ)		霊 柩		計		管 内	そ の 他	管 内	そ の 他	
	事業 者数	管 内	そ の 他	管 内	そ の 他	管 内	そ の 他	管 内	そ の 他					
新 潟	事業 者数	726	165	7	16	103	0	829	165	4	2	833	167	2,513 (2)
	車 両 数	20,263	3,866	602	204	370	0	20,633	3,866	12	29	20,645	3,895	3,699 (2)
長 野	事業 者数	639	171	10	20	80	2	719	173	5	2	724	175	3,138 (5)
	車 両 数	12,621	4,364	227	241	216	6	12,837	4,370	94	14	12,931	4,384	5,037 (5)
富 山	事業 者数	635	103	3	18	45	1	680	104	14	0	694	104	1,174 (2)
	車 両 数	11,261	2,393	123	132	157	8	11,418	2,401	53	0	11,471	2,401	1,516 (2)
石 川	事業 者数	749	113	2	15	56	2	805	115	16	4	821	119	1,305 0
	車 両 数	10,167	2,893	36	187	170	18	10,337	2,911	90	35	10,427	2,946	1,659 0
合 計	事業 者数	2,749	552	22	69	284	5	3,033	557	39	8	3,072	565	8,130 (9)
	車 両 数	54,312	13,516	988	764	913	32	55,225	13,548	249	78	55,474	13,626	11,911 (9)

(注)1. 「管内」欄には、当該運輸支局管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上した。

2. 「その他」欄には、当該運輸支局管外に主たる事務所を有する事業者が当該運輸支局管内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数及び車両数を計上した。

3. 「特別積合せ」欄の事業者数及び車両数は、一般の欄の内数とし、車両数については運行車数を計上した。

4. 「霊柩」欄の事業者数には、霊柩専業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については霊柩自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「霊柩」欄に計上する。

5. 「貨物軽自動車運送事業者」欄には、軽霊柩自動車を保有する事業者数及び車両数を内数として()書きで表示した。